



しますのは、加入電信につきましては、まだ機械そのものが不安定な要素もございまして、もう少し状況を見定めて、実施するすれば実施したいという考えでございますが、そういうときには大体どの程度の債券を持つかという考え方につきましては、結局直営の場合と同じ算出方法をとるということにいたしまして、従って自営部分だけ除いた部分につきましての約半額——と申しますのは、この前もちよつと申し上げましたように、加入電信一加入当たりの経費はほぼ百二十七万円くらいと考へておりました、それに対しては半分に近い六十万円を最高と考へておるわけでございますが、それにつきましての自営部分、つまり加入電信の設備に要する費用というものを除きまして、残りの部分が、大体加入電信の全体についての加入者の方々の寄与していただく部分と考へまして、その大体半分程度と考へ方をとることになったかと思ひます。そうすれば、大体二十万円程度ではないだろうかというふうに予想されておる次第でございます。

○森本委員 そうすると、この五十五条の八の自営の場合は、自営でない場合の半分、こういうことですね。長いこと言われたけれども、はっきり言うところ……一方が四十五万円というところになったら半分の二十二万円か二十三万円、五十万円になったら二十五万円程度、こういうことですね。

○松田政府委員 六十万円と考へました場合に、大体二十万円程度になるだろうというところでございますので、それよりまた——先ほど申し上げましたのは、ある一定期間は、普及促進のためには、より低い金額できめていくというところを考へておりますので、四十五万円に対して二十万円という意味じゃございませんで、六十万円ということにした場合に大体二十万円程度になるんじゃないかというふうに考へております。

○森本委員 それから、今回のこの暫定措置に関する法律案、この法律案は大体いつごろまで——この改訂第二次五カ年計画が済めばこの法律はもう必要がない、郵政省としてはこういうふうに考へておるわけですか。

○松田政府委員 そうではございませんで、この法律の附則にも書いてございまして、大体この法律は今のところの予想といたしましては、第四次五カ年計画、四十七年度末、そのころまではこういう必要があるだろうというところを考へておる次第であります。ただし法律の附則にも書いてございまして、もちろんその以前に廃止し得る状況がくればしあわせでございますが、私もそういふ努力はしたいと思つておりますけれども、しかし現状の予測ではちよつと四十七年度前には必ずかしのではないかというふうには考へておる次第でございます。

○森本委員 そうすると、この法律案件は大体附則の中で「四十八年三月三十一日までに廃止するものとする」と書いてあるけれども、実質的には四十七年まではこれを廃止することは今の計画ではあり得ない、こういう考へ方ですか。

○松田政府委員 私どもが考へております今の一応の計画といたしましては、そういうことにならざるを得ないだろうと考へております。

○森本委員 これは大臣にお聞きしますが、大臣は法律家だそうでありまして、これ以外の法律で、こういうふうに暫定措置というふうな法律で昭和四十八年というふうな、十三年間も先まできめるといふふうな暫定に関する法律というものは何かありますか。

○植竹国務大臣 私は法律家ではございませんで、しかし、こういったような期限法で十三年というの、具体的に今すぐどこで思ひ浮かばないのでございしますが、何かあつたような気がいたします。よく調査してからお答えいたします。

○森本委員 現在問題になつてゐる安条約でさへ、十年間が経過するといふことで与党の中でも、河野一郎氏なんかから盛んに意見が出てゐるような情勢において、昭和四十八年までのこの法律が通用する、今日の科学の進歩の歩の間に、場合によつてはあとからテレビ電話みたいなものができる可能性もあり得る今日の科学技術の進歩です。それから電話交換の行ない方についてもすべて日進月歩で進んでおるわけでありまして、あと四、五年もすれば今日と違つた形の電話形態ができる可能性も多分にあるわけでありまして、そういうときに「昭和四十八年三月三十一日までに廃止するものとする。」でありますから、それは三十六年に廃止をしようともこの法律ではかまわぬわけでありまして、しかし今の監理官の答弁では、昭和四十七年までは廃止する意思は大体ない、こういうふうなことであります。そういうことになるに法律の題名そのものが、どだいこんなインチキな題名をつける必要はないかと思ひ、電信電話設備の拡充法案、それならそれで話がわかりますけれども、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案という、とりあへずの法律案というふうなものを書いて出して、それで安条約よりも三年も長い年月にするなんというところは、これは法律の形態上からいつても非常におかしいんじゃないか、こう私は思ひわけでありまして、大臣どうですか。

○植竹国務大臣 なるほど暫定という言葉につきては、長い人類生活のこのことを考へますれば暫定でもいいかもしませんが、全く御意見の通りの御議論も成り立つかと存じますけれども、やはり暫定には違ひないと存じます。そこで、ただいまのテレビ電話のような画期的な発明があつた場合にはどうかというお話でございしますが、そういうたよりな画期的な発明があるとすれば、なおさら十三年ぐらいつとておきました方がよろしいかと思つて、あまり急激に莫大な資本をかけましたときに、非常な夢に見るような画期的な発明が行なわれましたときにはどうも資本投下がもつたいたないと存じますので、これはやはり十三年ぐらいつとて適當かと存じます。十三年は経過するか、あるいはただいまお話のございました九九年という方が適切であるかということにつきましては、設備の完成の全体から考へましてそれをどういふふうな割合で進めていくか、財政上また技術上の観点からさういふふうな計算が出来るわけではございませんので、この点はいろいろ御議論もおありかと存じます。が、傾聴すべき御高見でございまして、この程度で一つ御協力のほどお願いいたします。

○佐藤委員長 井手以誠君。

○井手委員 一応速記録は読んで参りましたが、あるいは重複するかもしれないので、その点はお許しをいただきたいと思ひます。

提案されております法案によりまして四十七年度までということになつておるようでありまして、四十七年度には大丈夫需給関係は一致点を見出して、この暫定措置に関する法律が必要でなくなるという確信がおりになるのであります。その点を私はまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○大橋説明員 ただいまの私の第二次五カ年計画の改訂案につきましては、大体今の計画の通りに進みます。昭和四十七年度の終わりにおいては現在の積滞数を全部一掃して、その他二、三の目標がありますが、それらの目標が大体達成せられる、こういう前提に立つてこの法案も作成されたわけでありまして、ただいま私どもの考へておりますところでは、まずこの間に完成できるものと、かような考へで進んでおります。

○井手委員 総裁から確信ありという御答弁でありました。ところが外債は利回りも高くなつて参りますし、世銀がいろいろと政治的な動きもいたしておるようでありまして、私は必ずしもこの点についての樂觀は許さないと考へております。もし外債ができないというところであれば、ほかの方法をもつ

れならそれで話がわかりますけれども、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案という、とりあへずの法律案というふうなものを書いて出して、それで安条約よりも三年も長い年月にするなんというところは、これは法律の形態上からいつても非常におかしいんじゃないか、こう私は思ひわけでありまして、大臣どうですか。

○植竹国務大臣 なるほど暫定という言葉につきては、長い人類生活のこのことを考へますれば暫定でもいいかもしませんが、全く御意見の通りの御議論も成り立つかと存じますけれども、やはり暫定には違ひないと存じます。そこで、ただいまのテレビ電話のような画期的な発明があつた場合にはどうかというお話でございしますが、そういうたよりな画期的な発明があるとすれば、なおさら十三年ぐらいつとておきました方がよろしいかと思つて、あまり急激に莫大な資本をかけましたときに、非常な夢に見るような画期的な発明が行なわれましたときにはどうも資本投下がもつたいたないと存じますので、これはやはり十三年ぐらいつとて適當かと存じます。十三年は経過するか、あるいはただいまお話のございました九九年という方が適切であるかということにつきましては、設備の完成の全体から考へましてそれをどういふふうな割合で進めていくか、財政上また技術上の観点からさういふふうな計算が出来るわけではございませんので、この点はいろいろ御議論もおありかと存じます。が、傾聴すべき御高見でございまして、この程度で一つ御協力のほどお願いいたします。

○佐藤委員長 井手以誠君。

○井手委員 一応速記録は読んで参りましたが、あるいは重複するかもしれないので、その点はお許しをいただきたいと思ひます。

提案されております法案によりまして四十七年度までということになつておるようでありまして、四十七年度には大丈夫需給関係は一致点を見出して、この暫定措置に関する法律が必要でなくなるという確信がおりになるのであります。その点を私はまずお伺いをいたしたいと思ひます。

ても四十七年度までには積滞数を一掃し得るという御確信が御ありになるかどうか、重ねてお伺いをいたしたいのであります。

○大橋説明員 外債そのものにつきましては、実は私しろうとでございまして、あまり確信のあるお答えはできません。もしも御確信が御ありになるかどうか、重ねてお伺いをいたしたいのであります。

○井手委員 総裁自身が外債の見通しについては案を許さないという御答弁でございまして、その点はあらためてその法案のときにお伺いをいたしますが、そういたしますと、そういう外債ができなかつたという場合には、別の方法をもって所期の目的を達成する、事業は相手のあることでありますから、なかなか思う通り、計画通りにいかないことは御存じの通りであります。やはり最悪の事態をも計算に入れた事業を計画し遂行しなくてはならぬことは、私が申し上げるまでもないのであります。そこでその点について

の締めくくりでお伺いしたいのは、もしもいろいろな方法をもって、この法案が予定したとおり四十七年度には積滞数を一掃するという御確信が御ありになりますか。

○大橋説明員 先ほどの説明にちよつと補足いたしておきますが、来年度の予算といたしましては、御承知の通り加入者で申しますと、三十七万の新規加入者をつけるという前提のもとにこの計画を進めております。その上に予算総則において二千万ドルの外債がもし成立いたしました場合には、さらにそれに加えて三千万の新規増設をやる、かようなことになっております。三十七万の予算に認められておる点は、もちろんこれは可能かと考えております。その上に先ほど申し上げましたように、ニューヨークの市場が許しますれば、さらに二千万ドルの外債、こうい

料によりますと、四十万個の予定で昭和四十七年度には積滞数を一掃するといふことになっておるのであります。外債による三万個は、これは繰り込み済みであると思はれておると思いますが、違いますか。

○大橋説明員 もっとも私も、この外債の募集は可能なりという前提に立ちまして、来年度は四十万個をつける、かような考えでおります。

○井手委員 それでは四十七年度までに積滞数を一掃する、やはりこういう法律案——利用者に、国民に負担をかける、独占事業、ほかに利用の方法がないものでありますから、これはもう国民に、利用者に、加入者に強制をするものであります。従つて今後の計画といふものについては、一銭一厘とは申しませんが、やはり精密な計画がなくては、国民が承知しないのであります。

そこで、お伺いしたいのは、四十七年度までにどのくらいの資金が要るのか、資金の内訳を、一つ今までの実績から申しまして、資金計画をお伺いしたいのであります。資金計画をお伺いしたくは、私どもは十四カ年という長年月にわたるこの債券発行については、簡単に了承するわけには参らなないのであります。その資金計画の裏づけがあつてこそ、初めて四十七年度という暫定措置の法律案が生まれて参るわけでありまして、この点について、私は正確な資金計画をお伺いしたいのであります。

○井手委員 資金計画をお伺いしたいのは、四十七年度までの、第二次五カ年計画の今後の三カ年につきます。約四千五百億円、その次の第三次五カ年計画の予定が約九千四百億円という資金を必要とするといふように考えております。

○井手委員 それでは端的にお伺いをいたしますが、四十七年度まで、いわゆる需要供給が一致する四十七年度、国民が、利用者が待望しておる負担のかからない四十七年度末、そこに至るまでにどのくらいの資金が、建設費に要るのか。その一兆何千億円に達するものであります。その財源は、どこから持つてこられるのか。あるいは運営費の方からの剰余金でどのくらいの見通し、公債発行でどのくらいの見込みを持つておるかという、そういう資金計画を私はお伺いしております。それは各年次ごとでなくて、総計でけつこうです。三十五年度以降四十七年度に至る十四カ年間の総計でけつこうです。

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○井手委員 計画でございまして、一銭一厘をお伺いしておるわけではないのであります。ただいま総裁の御答弁によりますと、三十七万個の上積み、三万個を加えるといふことであります。ここに配られております参考資

○伊藤説明員 改良と滞積数一掃とい

うように計画を分けた場合に、どういう割合で資金が分けられるかというお尋ねでございますが、大きく分けまして市内電話と市外電話、それから電信とか、いわゆる町村合併あるいは農山漁村に對する特別対策というように分けられるのでございますが、総資金のうち市内電話に投下いたしますものが大体半分でございます。これによりまして局舎を作り、加入者をふやしていく、積滞を解消していくというところでございまして、その市内電話のうちで改良部分が大体四分の一くらい、残りが増設に相なるわけでございまして、市外電話につきましては、これは即時通話でありますとか、そういう関係でございますが、これが全体のうちの約四分の一でございまして、その市外電話のうちの改良部分は大体半分かちよと足らないのでございまして、大体市外電話のうちの半分弱が改良部分、残りが増設部分ということに相なっております次第でございます。

○井手委員 先刻の資料、まだ数字出て参りませんか。なおかかるようであればほかの問題に進んでもいいと思ひますが……。

○伊藤説明員 先ほどの自己資金のうちの内訳でございますが、減価償却引当金が大体一兆でございます。残りの五千四百億程度が利益繰り入れ、いわゆる収支差額というふうに相なっております次第でございます。

○井手委員 減価償却引き当てが一兆円にも上っておりますが、相当かかることは承知いたしておりますけれども、それは間違いないですか。

○伊藤説明員 ラウンド・ナバーでございまして、ほぼ間違いないと思ひますが、今までの建設費は、もちろん内訳であります、二兆五千億の建設資金の中に、一兆円の引当金、二五割に当たるわけですが、そんなに高額になるわけですか。

○伊藤説明員 そういふふうに相なる計算になっております。

○井手委員 それはそれで、あとでまた伺います。

大臣にお尋ねをいたしますが、この法案の説明にあたって、この法律によれば、加入者の負担が軽減されると言われておるのであります。私の計算では、どうやってみても、いろいろ級別はございまして、二倍から二倍半の高率になつてくるようであります。どこに負担が軽減されるのか、あまり当てにできないところまで計算をされたことはないのであると私は思ひます、大臣の言明ですから、その点をお伺ひいたします。

○植竹國務大臣 今回は債券を負担していただくのでありますから、いわば新規加入者からお金を貸していただく立場なので、加入者としては出し切りのお金ではないから、負担料といつしましは、総計算いたしますと——総計算と申しますのは、利回りとか総体の金額、それから利子の計算等を、従来の負担法の場合と新しい法律案の場合とを比較いたしますと、そこに私は、約六千円でありましたか、はつきりした明確な数字はただいま監理官から御答弁されたいと存じますが、大体その見当得するといふふうな計算の説明を聞きまして、了承して法案を提出したような次第でございます。

○井手委員 だんだん電話が普及して参りまして、零細企業、個人に普及して参つておるわけでありまして、今の金で平均十萬円だと承つておりますが、そう簡単な金であるとは考えておりません。右から左にだれでも現金をもつて融通できるものでないのではありません。これは先般大臣も御答弁になつておるようでありまして、そうしますと、将来六分かつ七分の利回りを考え、長い年月の間に利益だから軽減されるというお考えですか。そういう御答弁ですか。

○植竹國務大臣 それは長い期間を見ましても——即座にもその債券が金融の道の開けるものともなり、あるいは売却が可能ということになりますれば、そう長い目で見なくとも、さつそくにも負担は軽減される、さういふ計算をいたしたわけでございます。

○井手委員 その債券が売れるというところに私は問題があると思ひます。債券について政府は何か保証をいたしますか。いつでもある歩合で買ひ上げるといふ保証がありますか。保証がないものにその簡単に言えるはずがございせん。

○植竹國務大臣 政府保証はございせんけれども、その金利におきましては、大政府保証と同じ程度の利息でございますから……、そしてまた電話事業の信用から考えまして、その債券を持つておる人たちが不安な気持ちになることはない。しかも、それが万が一売れないといふたしましても、それを担保にして金融の道が通じますれば、そこにまた担保による利息が必要でございますが、債券を持つておることに由つて入つてくる利息と金融によつて出て

いく利息との差額だけが——むしろ金を借りる方が利息が高いのであります。そのわずかな差額でもって金融の道が通ぜられる、さういふ観点から、先ほど申し上げましたように、今度の法律案の方が負担法より安上がりになります、さういふ計算をいたしたのでございます。

○井手委員 いやしくも法案を提出されて大臣が説明される場合に、債券の引き取りの保証がなくては、私は軽減されるというところは簡単に言えるものではないと思ひます。売るか売らないかは本人の自由であることもあらうないありますけれども、しかし、政府は最低これでも買ひという保証がなければならぬことを言えるものではない。

○植竹國務大臣 信用取引におきましては、結局それに対する具体的な保証がなくとも、債券に対する社会的信用、経済的信用がしつかりいたしておりますれば差しつかえない、さういふ基礎的に考えております。

○井手委員 政府機関の債券です。信用があるとかないとか、さういふことを私は申し上げません。しかし、平均十萬円の債券を買ひ、それをいつでもある金額で必ず手軽に政府が引き取る、こゝういふことであれば軽減の対象になるかと思ひますが、幾らで買われるかわからないものを軽減になるなどと、そんなことが法案提案理由の説明になるとは思ひませんが、大臣としてそんなことが言えますか。

○植竹國務大臣 経済界の通念といつしまして、結局保証があるかないかという問題は信用があるかないかという問題に帰着すると思ひます。その信用を得るための保証でありますから、この債券はつづれない債券だ、ほごになつてしまわぬという明確な社会的、経済的目的がありさえすればそれが保証と同じ目的を達するわけでありまして、必ずしも保証は要らない、その債券の信用程度いかんによる、さういふ考へております。

○井手委員 それでは幾らで売れるという確信がございましてか。

○植竹國務大臣 財界のことです。それから、そのときの諸般の経済情勢によつて違つてくると思ひます。かりにこれが負担法による場合におきまして、電話そのものに対する価格といつたしましても、そのときの市場性、経済界の事情によつて価格の上がり下がりがあると同様に、債券市場におきましても、やはりそのときの経済情勢によつて上がり下がりがございますので、ただいまこゝでもって幾らに売れるといつた明確なことは言えないわけでありまして、今までの諸般の情勢から見た予想につきましては、大体利回り最高九十円、最低が八十二円三十九銭くらいを平均値として予想いたしております。

○井手委員 今、大臣の御答弁にもあつたように、変動きわまりない経済情勢、九十円と八十円という十円の差があります。三十四年度でもこれだけの差がある。いつこれが七十円にならぬとも保証ができないわけですか。さういふ場合に、最低幾らでは政府がいつでも買ひ上げるといふ、さういふ保証がなくては、私は軽減などとは簡単に言えるものではないと思ひます。それで、私はさういふことを進めますが、この資料によりますと、いかに債券が売れるから、利用できるから負担の軽

減になるかのごとき答弁がありましたけれども、この資料の2の「電信電話債券引受者の債券売却状況」というあなたの方から出されたものを見ますと、三〇%しか売却をしておられません。この三〇%というものの比率で今後売れるというところに一応私は見通しを立てねばならぬと思うのです。あなたの方では今後PRするから大丈夫だということとお話があるかもしれませんが、そういうことは当てにはならない。現実にはこういふ実績が出ておるのです。三〇%しか売却をしていない。ほかの六〇%かを自分が保有しておる理由はいろいろあるであらうしょう。しかし三〇%しか売却をしていないということになりますと、あとの七〇%近くは無理な債券を買わされて困っておるというところにもいえると思ふのです。それをあなたは負担軽減だと言ふことができますか。

○植竹国務大臣 三〇%しか売れる者がないというところは電電公社の債券が信用が厚いかということに解釈いたしております。

○井手委員 それでは、あなたが非常に力説されておる八十円から九十円で売れる、そういうことであるから決して負担の過重にはならないで軽減になるというところでありますが、今の加入者がお互いそんなに加入債券を買ふことができるのですか。

○植竹国務大臣 これは勧業銀行等に大体交渉が成立しておりますので、買入れ期間の見通しもついておるわけでございますし、この債券を保有する人がたくさんあるということは、それだけ売らないでも大丈夫だ、ほどには絶対にならない。しかも金融市場の定

則と申しますか常識と申しますか、定則から申しますれば、これはもう御理解いただいておりますが、八十二円から九十円の相場というものは、たゞいまの金融市場におきましては信用厚いものだと思ひつけて差しつかえなからうと存じます。

○井手委員 これから先は意見にもわたりますのでそう長く申そうとは思っておりませんが、私は電電債の信用が厚いから保有する者が多いと、そう簡単に言えるものではないと思ふのです。それじゃ勧業銀行がどこでもございますか。そう簡単に売れますか。私はその点は答弁は求めませんけれども、そう簡単に手軽に九十円で売れるものではございせん。先刻の御答弁によりますと、今後加入債は十四力年間に六千四百億円という巨額に達するのであります。お互いが困つて参ります。あなたのおっしゃる通りに、保有しておる者が多いのは余裕があるからだとはかりは言えない時期になつて、これだけのたくさん六千四百億円という債券が市場へ一時に殺到するやうな場合には大へんなことにならうと思ふ。これはどういふやうにお考えになりますか。

○植竹国務大臣 これは負担法によります場合にもあるいは今回のように債券の方式によります場合にも、恐慌のありました場合には、経済界の混乱程度に達してまさに経済界が破壊されるやうな場合には一切がつかいあげて別でございます。たとえば革命の起きたやうな場合には、これはあげて非常事態でありますから、そのときのこととはまた全然別の話にならうかと存じます。

○井手委員 そうあまり文句も言えないやうなおかしな答弁で、私は何も革命であるとか関東大震災のことを予想して聞いておるわけじゃございせん。よ。ことに最近でも見ていらんなさい。神武以来の景気のあとの不景気ということがあつたじゃありませんか。もしそういう変動の場合に債券を持った者がいかに電電債が信用があるといつても、おれもおれもいつか一時に殺到した場合にはつと値がくずされますよ。そういう場合に九十円と考へておつたのが七十円でも売れないといふ場合はどうなんですか。

○植竹国務大臣 いわゆる防戦買ひの現象が起るのはそのであらうと思ひます。

○井手委員 もう少し詳しく言つて下さい。私が聞いておりますのは仮定ではございせん。そういうことは当然予想しなくちゃならぬ。大臣自身言つたじゃありませんか、経済界は変動するといふことを。そういう場合に九十円を予定しておつたものが七十円前後に落ちるやうな場合、これでもあなたは負担軽減だとおっしゃいますか。

○植竹国務大臣 それは経済界が変動いたすことはたゞいまお話の通り私も認めておりますけれども、一時に電話の債券だけが殺到いたしますといふことは電電公社の業績が急激に非常に悪化した場合であります。郵政省が行政の監督をし、しかも監督なしにいたしまして電電公社が今日のやうな堅実な運営をいたしておる信用絶大な公社としては、その仮定の事実は私はあり得ないと思へております。

○井手委員 公社の方にお伺いをいたしますが、従来債券は非常に少のう

ございました。ところがこの法律によりますと、三十五年度には三百億以上、数字は私若干間違つておるかもしれませんが、相当の債券が出ることになるわけであります。そういう場合でも今後とらふていく場合でも、この最高値、最低値、平均八十七円三十三銭といふものの、そういう平均値の前後は持続、持合ができるという確信がござりますか。つと債券が出た場合、今までと違ひます。

○大橋説明員 お手元に配付した資料の中にあるいはあるかと思ひますが、ちやうど昭和三十年から電電公社債が株式市場で取引されております。それ以後の実績を見ますと、昭和三十年年度が平均して八十三円六十九銭、三十一年度が八十四円四十四銭、三十二年度が八十二円三十九銭、三十三年度が八十七円四十四銭、三十四年度が八十七円三十三銭、さういふことになつておりました。現在の六分五厘の社債の状態であります。最高九十四円四十銭から最低八十二円三十九銭の間の価格を保つておるのであります。ほとんど八十円を下回るといふことは特殊な現象以外の場合は考えられません。しかも多少変動があつたにいたしましても、これは一時的な現象にすぎないといふことがこれで大体省察できると考へております。また、たゞいま御指摘の従来よりも債券が売れておるのじゃないか、従つて市場にゆけい流れる。これは一応さういふやうに想像されます。しかし一方におきましては従来は六分五厘の利付の債券であつた状態においてもこれだけの価格を保つておつたのでありますから、今後その利率も一般の公債と同じやうに七分もしく

は七分以上のものに改めようといふのでありますから、一方に御指摘のやうな多少幾らか不利な条件といひましか、ファクターがあるかもしれませんが、一方にまた利率の点において有利な条件も加わるのでありますから、差し引いて大体においてこの程度が可能、かように私は考へております。

○井手委員 きびしい経済界のこととてございましてからさう甘く考へるわけに参りません。一割五分引きかあるいは二割、二割五分引きになるといふことも私は考へなくちゃならぬと思ふのであります。将来の見通しについてはこれは意見もございししょうから多くは申し上げませんが、私はさういふときに何と申しますか、かんぬきと申しますか、ある金額は公社が保証してやるという、さういふ何かの構想が必要ではないか。さうすることによつて債券の信用もさらに高まつていくのであります。一般債券とはこれは同様には参りませんが、何かさういふ構想というものがございせんか。

○大橋説明員 たゞいま御指摘のやうな手段がもしとられれば一そうけつこうだと思ひますけれども、公社の債券なりあるいは公債なり、いろいろな政府関係もしくは政府自体の債券が出ておるのに、電電公社債のみについてかような特殊な施策をやるといふことは、全体の点から見まして、すぐ実現しようとも考へられません。たゞ私どもといたしましては社債の低落といふことは、非常に警戒いたしますが、関心を持たなければならぬことは申すまでもないこととてあります。ことに、たゞいま御指摘のやうに、今度相当多額の社債が発行されるということとてあります

から、できるだけ価格の維持の対策について始終留意しなければならぬというところは考慮しております。従いましただけに考慮しておりますことは、元来価格の維持というものは、債券の引き受けをした者がなるべく売らないで持つていくのがよろしい。売ることによって市場に流れ出るから変動するというのが起きるわけでありまして、できるだけ債券の売却を抑制するということも手段をとらなければならぬ。これは今回利率をもう少し引き上げるといふようなことを先ほど申し上げましたが、そのような機会に、従来少し宣伝が足りなかったと考えられる点もありますので、今後はできるだけ一般に對して、電電公社の有利であるという点を周知してもらって、たとえば割引債は課税対象にならない債券、つまり税のかからない債券であるとか、あるいは利率等におきまして、郵便貯金や銀行の定期預金等に比較しても利回りはむしろ遜色がないというように有利な点を、加入者に徹底的に周知せしめ、これによって売却の抑制をはかる。また、さらに売却された債券につきましても、その投資物件として有利であるという点を広く一般に周知宣伝せしめまして、消化度の振振をはかる。こういうことを今後私どもとして第一にやっつけていきたい、かように考えております。

も悪くない状態においてある、こういうことになっておりますから、従来例から申しますと七分もしくは多少七分に色がついた程度にはしなないか、かように考えております。これも社債の価格を維持する一つの大きなファクターにはなりはしないかというように考えております。

そのほか、先ほど大臣からもちょうとお話がありましたように、勧業銀行その他の銀行と話し合ひまして、この債券を引き受ける場合の資金を月賦制度によって貸してもらふという方法も、この際——現在すでに勧業銀行だけ試行的にやっておりますが、来年度からはもう少し幅を広げまして、銀行の種類もふやし、もっと広くこの制度を實行したい、かように考えております。

それ以外のいろいろな多少こまかい手間は考慮しておりますが、なおそのほか、従来とも加入者に対する周知が非常に足りなかつたうらみがありますので、公社の電話局にも相談所を設けまして、月賦金融に関する、加入者のための相談に應ずる、あるいは金融のあつせんなり債券の売買の指導等、これから加入者によく説明をしてあげて周知せしめる、こういうことも考えておるわけでありまして。

さらに、先ほどちょっと申し上げましたが、従来は六分五厘の利付き債券でありましたが、今回はこれを七分——これはまだ大蔵省と交渉中でありまして、どうなりますか確かなことは申し上げられませんが、この法案にあります通り、他の公債の債券より

に對しましては、長期信用銀行及び興業銀行あるいは東京銀行というような特殊な銀行を除きまして、都市銀行全部に對して加入申し込みの際の小口金融をこの際していただくように、ただいま折衝中でございますが、都市銀行の方はほぼ承諾される見通しになっております。従いまして、銀行の数で申しますと十三行でございます。それから地方銀行の方につきましては、ただいま各通信局におきまして取引銀行がございまして、それに都市銀行とほぼ同じ基準、条件をもちまして、小口融資の道を加入者に対して開いてくださいますように、各銀行と目下折衝中でございます。この方も大体取り扱ってくださることに相なると考えます。

○井手委員 債券の売買についてはこれ以上申し上げませんが、今まで御答弁になったような甘いものではないことを一つ御留意をいただきたいと思っております。そこで証券会社は別にいたしまして、私は詳しいことは知りませんが、電話の売買、債券の売買、こういう業者が跳梁するであろうことも予想しなくてはならないのであります。電話売買、債券の売買、そういうものが現在どういふ状態であるか、あるいは跳梁するであろうという業者の取り締まりはどういふふうにお考えになっておるか。これは電話公債ばかりではございせんが、こういう者はよく地方に回つて安値で買いたたいでばるもうけをするのが非常に多いのであります。その点についてもおそれらく電電公社は万全の用意があらうと私は信頼いたしておりますので、その用意を承りたいのであります。

○井手委員 気配相場を周知徹底させれば大体よろしいというお答えであります。が、地方にあっては、そう簡単には、官報に載つておるから大丈夫だというわけには参らぬわけでありまして、すべての加入者にわかりやすく周知させる工夫が一段と必要であると私は考えております。ただ何かに公示するとかいう程度のもでは済まぬと思ふのですが、その点はどうですか。

○井手委員 先ほど申し上げましたのは、官報ではなくて、実は新聞であります。新聞に気配相場が出ております。これは官報よりは相対的に思ひますけれども、そのほかにも周知のできていないところについてはなお一そう今後努力したいと思つております。実情からいましては、今お話ししたように、この気配相場ができてからは、これについて電話業者の暗躍といふものは事実上おさけしなつて、それによつてだまされるお客さんはまあほとんどなくなつてきていると思ひますが、なお一そう努力したいと思ひます。

○井手委員 次に、少し雇用関係にも進んで参りたいと思ひますが、一兆五千億円の資金をもつて電話の需要供給を一致させるという四十七年度までの計画、その計画によりまして、雇用関係はどういふふうに変つて参りますか。自動化あるいは市外即時通話、そういう雇用関係にどういふ影響が起つてくるのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○井手委員 先生もよく御承知のように、電信電話事業につきましては世界的に設備の近代化対策というものが相当進んでおります。わが国におきまして、この世界的傾向と同様に、

○井手委員 先生もよく御承知のように、電信電話事業につきましては世界的に設備の近代化対策というものが相当進んでおります。わが国におきまして、この世界的傾向と同様に、

サービスを向上し、あるいは事業の経済化をはかっていく、両方の面からい

きまして、また従業員のほんとうの労働の将来の進歩という点から考えま

しても、こういう設備の近代化というものは当然行なわれるべきことだと考

えておりますが、これに伴っての人の労働生産性を申しますか、そういうもの

が当然設備の近代化によって相当上がったわけでありまして、そこで相

当の配置転換あるいは職種転換というように必要といたすわけであり

ます。同時に、われわれの事業とい

しましては、これだけの拡張をやるわけでありまして、幸いに一切の首

切りということはせずにやっています。しかし職種転換、配置転換は必要であ

ろうと思っております、そういうことによつてこの問題は乗り切れると思

っております。なおそのほかに、これだけの拡張でありますので、相当数の増員

も伴いながらこの拡張という計画をやつていかなければならぬ、こういう

ように考えております。

○井手委員 首切りをしないというこ

とは何回も承りました。しかし九五%を自動化する、市外即時通話を完了す

るということになって参りますと、相当の配置転換が必要になってくると思

うのであります。この労働対策の前にもう一言先に承っておきたいと思

うことは、先般般、予算の分科会でちょっとお伺いしたましたが、最近六七年は

かりの間に、一人当たりの収入、生産性というものは大体二倍に高まつてお

るのであります。そうなる参りますと、この暫定措置法を終了を予定いた

してあります四十七年度にはどのくら

いの生産性が向上されるのか、その点をお伺いいたします。

○横田説明員 生産性の向上につきま

しては、従来の生産性向上の傾向が今

後も引き続いていくと思つておりますが、過去の生産性向上の具体的なデ

ータを職員局長から説明いたさせます。

○行廣説明員 労働生産性のデータの

とり方にもいろいろあるかと思つて

おりますが、一応私どもでもとりまし

た労働生産量のとり方を申し上げ

たいと思つております。

通信の要素といたしまして、市内度

数、市外時数、電報通数、こういうも

のがございまして、これはそれぞれの要素別に違つておりますので、これ

を一応総合的に考慮いたしまして、総

合生産量というものを申すことを考

えたわけでございます。まずそれを一

つの基礎といたしまして、その総合生

産量と人員との関係を比べて労働生

産性の数を出しております。このよ

うなやり方で見た場合におきまして、

今手元にあるのは昭和三十年を基

礎としたものでございまして、それ

によりまして一応お答えいたしたい

と思つております。

昭和三十年を一〇〇といたしました

場合に、昭和三十三年におきまして

は、その指数が一三五・六ということ

になっております。人員につきまし

ては、同じく昭和三十年を一〇〇と

いたしますと、三十三年が一〇六・九

ということになっております。そこで労働

生産性指数はどのように変化してきて

いるかというのを申し上げますと、

三十年におきまして一〇〇といたしま

すと、三十三年においては一二六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

と、三十三年においては二一六・八

いたしまして、労働時間の問題を考へる場合におきましては、いわゆる能率を向上いたしまして、いわゆる要員の増を伴うような意味における労働時間の短縮というふうなことは、一般的傾向ではないというふうに考へております。そこでそのような面から見た場合におきましては、私どもの一般的な考え方としては、今後能率を向上することによりまして生産性が上がってくる場合におきましては、一般的な傾向をいたしましては、労働時間の短縮というところを考へていくことは必要であらうというふうに考へておりますけれども、現在の時点におきましては、私どもの労働時間というものは、先般も総裁からも御答弁申し上げましたように、一応適当なものであるというふうに考へておる次第でございます。

○井手委員 それでは現在のところ、労働時間の短縮についてはお考へになつていないわけでございますか。それは労働生産性が高まつて参りますと、たゞいま申し上げましたように、非常に注意を要することになつて参るのであります。機械がものを動かして参りますも、やはり労働の密度と申しますか、それが非常に高まつてくると考へておりますが、その点については現在のところお考へはございませんか。

○行廣説明員 先ほど申し上げましたように、現在の時点におきましては、労働時間というものは適当なものであるというふうに考へておりますので、短縮を今すぐ実施するということは考へておらないわけでございますが、今後生産性の向上の実情に応じて、先ほど申し上げましたように、必ずしも

要員の増を伴うといったような意味におけるものでなく、真の意味における生産性の向上ということが実現する場合におきましては必要な労働時間の短縮という問題も考へなくてはならないというふうに考へておるわけでございます。今後の見通しをいたしまして、一般的な傾向としては、今申し上げたような趣旨でございます。

○井手委員 なおこの問題についてはあとで同僚の松前委員から質問があるかと思ひますので省略をいたしますが、そういたしますと、四十七年度における要員の増加はどのくらい予定されておりますか。

○横田説明員 今の計数については、今別途計算いたしますから、しばらく御猶予願ひます。

○井手委員 総裁にお伺いをいたしますが、たゞいま職員局長から、労働時間の短縮については現在考へていない、しかし将来は考へなくてはならぬ、だううというお話でありました。労働時間の短縮はもう世界の大勢でございますから、同時にまた生産性がこつ二、三年の間に倍加するというものになって参りますと、労働の密度というものは非常に高まつて参りますので、やはりその点はお考へにならなくてはならぬ重要な要件であらうと考へておりますが、この際総裁の所見を承つておきたいと思ひます。

○大橋説明員 その点はたゞいま職員局長からお話し申し上げましたことと同様であると思ひますが、要するに労働時間の短縮はできるだけ将来やつていかなければならぬという考へは持つております。ただ時間は短縮いたしましても、生産性は向上こそすれ決して

低下しないという限度において時間の短縮をやつていかなければならぬ、かように考へておる次第であります。

○井手委員 承るところによりまして、組合との間に二、三年ほど前合理化計画に伴つて、合理化の進展に伴つて労働条件を向上する、こういう約束が第一項にあるのであります。これは先般予算の分科会でもちよつと触れておきました。この長期の四十七年度までの間の労働条件の向上、こういったことについては、すでにあなたの方では、建設計画が一方では具体的に進められておりますから、その面について私は御計画があるかと思ひます。その点について副総裁でけっこうです。

○横田説明員 お話のごとく設備の近代化なりわれわれの事業の向うべき目的としましては、お客さんへのサービスの向上と事業の発展、従業員の生活の向上、これが三つの大きな目的であり、われわれの所期しなければならぬところであらうと思ひます。そういう意味におきまして、設備の近代化の目的も、近代化によつて総体としての待遇の改善をはかつていくということが当然方向でなければならぬわけでありまして、そういう意味の申し合せはできておるわけでありまして、

そこで、一体設備近代化のこういう計画が従業員の生活の向上とどういう関係を持つてくるかということになるわけでありまして、設備の近代化による御承知の改式あるいは増築、こういうこと自身が作業環境の改善と非常に密接に結びついているわけでありまして、従来の木造の非常に狭隘な局舎がこの改式とともにあるいは拡張と

もに本建築になり、作業環境がよくなり、しかも局舎がこうやつて大幅によくなるというところは、お客さんへのサービスの向上であるとともに、従業員の作業環境の向上に役立っておりますわけでありまして、そのほか住宅計画あるいは病院の計画、そういうものにつきましても、こういう厚生福利について当然配慮をいたしておりますが、なお直接の給与の問題につきましても、給与のベースの向上ということにつきましては、これも今後生産性の向上によつてだんだんと上がつていくべきものであらうと思ひますが、これは同時に、わが企業だけではなくて、日本の経済の成長率というものとベースの問題というものはある程度見合つていくべきもので、ことに独占的公共事業としてのわれわれの事業におきましては、そういう程度の国民経済全体との均衡ということも当然考へらるべきものだらうと思ひます。いずれにいたしましても当然上向きの方角にいくべきものであるし、われわれもそういう点について努力いたしたいと思つております。

そのほか生産性の向上に伴つての直接の問題といたしましては、三十五年度の予算から初めて額を出したわけでありまして、予算上に見込まれる生産性向上に伴つて仲裁裁定第四項の手当、どういふものを予算化していくか、これは今後も毎年継続いたすわけでありまして、その予定された生産性向上になお超過して向上されるという場合におきましては、業績手当というものを所定の系統によつて出していく、こういうことに相ならうかと思ひます。そのほか今の厚生福利施設というふうなものについても今後できるだけ

け努力していきたい、こういうふうに考へております。

○井手委員 給与の問題については、これは大きな事柄でございますので、さうにまづめてお伺いをいたしたいと思つておりますが、住宅などの福利厚生施設は、七カ年計画でございますか、あるいは何カ年計画でございますか、そういう計画のもとに進めになるのが当然だと考へておりますが、そういう用意ができておりますか。

○横田説明員 住宅につきましても、業務上あるいは厚生方面としての住宅計画はできております。その計数については職員局長から……。

○行廣説明員 私どももいたしまして、社宅の建設につきましては、業務上の必要を十分考へいたしました。計画的に整備を進めていくべきであるというふうに考へております。そこで第一次の電信電話の設備の拡充五カ年計画が立てられましたのと並行いたしまして、社宅につきましても二十八年度から三十二年度まで第一次の五カ年計画を立てて遂行して参つたのでございます。その後引き続きまして第二次五カ年計画を設定いたしまして現在その完遂方に努力をいたしておるような次第でございます。

○井手委員 要員はどうです。

○伊藤説明員 先ほどの能率で計算いたしまして、四十七年度末における従業員数は大体二十九万になると思ひます。

○井手委員 そうしますと、どのくらいふえることになつて参りますか。

○伊藤説明員 現在に比しまして約十

一万増加と相なります。

○井手委員 そこで要員に関連して一

言お伺いしたいのは、組合との協約の中に、要員に関係あるものは事前に打ち合わせをするということになっておるようでありますが、四十七年度までに十一万人が増加をする、そうなるに参りますと、そうでなくてはならぬのに、三十五年度の予算要求に際しては、あなたの方からは二万名近く要求なさっておるのに五千名そこそこしか認められていない、こういうふうに私どもは承つておるのであります。そうなるに参りますと、必要な要員が得られないためにその分だけ労働は強化される、事業の業績の向上が要請されるという事になってくると考えられますが、その点はどうでございますか。

○横田説明員 この増員につきましては、これはほかのものについてもそうでありまして、やはり一つの見通しという事であります。現実の問題となつたときに、この予算要求の人間そのものが全面的にそのまま容認されるかどうかという事は確かに問題があるわけでありまして、予算折衝の過程におきまして種々の折衝を経て、客観的に見てもお一そう合理化を進め得る、しかしこれは決して労働過重という意味ではなくして、そういうことのできる範囲はできるだけという方向にある程度合致していくという方向なことで、結局最後の人間が五千三百人になつたわけですから、その細目につきましては経理局長から……

○井手委員 細目は要りません。同僚の松前先生お持ちになつておりますからあとに譲りますが、私は予算要求の当初にあつた、水増しの要員を要求されたとは考えたくないものであります。そうであつてはならぬのであります。

す。必要人員を要求しておきながら、半分に渡されるという事は、結果においては、業績の向上が要請されておられますから、その分だけは労働が強化されるという結論になつて参ると考へるのであります。

そこで私は、ここで一言締めくくりにいたしたいと思つておりますのは、電電公社の方では、建設計画はどんどん進んでいっておる。場合によつては強引に進められておる。ところが、この建設計画に比して、片一方の働く方の立場がほとんど進んでいない。計画は一部あるけれども、予定通りに運んでいない。公社の発足当時のこの公社法の精神から考えても、ここに大臣はおりませんけれども、独立採算制、サービスの向上、こういうことを考へて参りますならば、もっと強い態度で大蔵省に折衝するべきが私はほんとうであると考えておるものであります。わずかにかりの業績手当て——これほど、十何カ年の間に二倍にも相当するような労働の生産性が向上されるものでありますならば、わずかにかりの業績賞与程度で済まされるものではないと私は考へております。この点について、もっと高いところから、もっと強い信念を持って、電電公社は予算折衝あるいは事業計画に当たるべきである。建設計画は具体的に進んでおるけれども、労働計画についてはほとんど見るべきものがない。私はあとでまた詳しくお尋ねしますが、今まで聞いたところでも、労働関係については進んでいない、雇用関係については精密な計画が立つていないように見受けるのであります。この点に対する総裁のお考えを承つておきたいと思ひます。

○大橋説明員 先ほど御指摘の、来年度の予算の要求が大へん——一万名の要求をしたのが、五千三百名に査定されたという事は、御指摘の通りであります。私も決して水増しの予算を請求したわけでは毛頭ないのであります。私どもとしてはできるだけ理想的の予算を要求したつもりでありまして、しかしながら、いろいろな他の権衡その他の関係もあり、さらに大蔵省方面としてはまた、いさし少く合理化をしたならば人を渡らしてもいいじゃないか、こういうような見解もありまして、結局最終の場合において、先ほども申し上げましたような五千三百名という人員に決定したわけでありまして、しかしながら、これをただ手をとこぬいて、約五千人のそれだけの分量を労働過重にするというわけでは毛頭ないのであります。これに伴ひましては、それぞれ作業の機械化なり、あるいは仕事のやりくりなり、いろいろな方面で改善を加えて、できるだけ労働の過重にならないように今後むろん操作をするつもりであります。

○井手委員 労働過重にならないように進めていくということでございますが、何かそんな妙手、妙案がございますか。

○行廣説明員 先ほど総裁からお答え申し上げましたように、私も同じく申し上げましては折衝の過程におきましては、当初大蔵省といたしましても非常にきびしい人員の査定があつたのでございまして、私も合理的化する余地というものをさらに検討をいたしまして、さらに復活要求をした結果五千三百名となつた、こういう経過もございます。そこで、私もとして五千三百名をもつて一応了承したことは、ただ漫然と了承したわけではないのでございまして、たとえば作業の機械化を進めていく。たとえば料金計算事務の機械化という問題もございまして、あるいはまた工事の機動力を強化するという問題もございまして、そのような作業の機械化という点を考へていくのではないかと。なおまた、作業の標準化という点も考へていきたい。たとえば設計につきましても標準化をはかつていく。また積算事務についてもその簡素化をはかつていく。このような作業の機械化、標準化等によりまして仕事の進め方を合理化して参りまして、それによりまして職員の労働強化にならないようにということに十分留意しておるわけでございます。

○井手委員 なおこの点についてはあとでお伺いをいたしたいと思つておりますが、この機会にも一言一語お聞きしておきたいことは、千五百億円ですか、今度の建設工事費と申しますのは、それだけの膨大な工事をどうして消化されるのか。私は工事能力にも限度があるのかと考へておりますが、その辺の見通しはどういうふうになつておりますか。

○大橋説明員 私どもとしても、この際、相当大幅に拡大された工事を円満に遂行することについては、最も強い関心を払つておるわけでありまして、このことにつきましても、昨年五カ年計画を立てた当時から、その点に最も深い注意を払いまして、各般の点について考へて、また実行をいたしております。

第一に、昨年のいわゆる分権制度を施行いたしました、従来いろいろなことが本社まで来て本社の決裁を得、また本社との間に数回照復をして初めて決定したようなことを、相当大幅に地方の通信局段階にこれを委ねたという点も、今回の工事の遂行に対して相当貢献するところがあろうかと考へておるのであります。

それから第二には、昨年建設局を設置いたしました、今後の工事の進捗について統一的に全体の促進をはかるといふ趣旨において、専門の建設局を設置いたしました。また局舎あるいは工事の施行についての設計の標準化、先ほどちょっと御説明がありました一つの局について計算してやつておるのであります。これが一番いい方法であることは申すまでもないのであります。同時に、これがために非常に手もかかり、工事もおくれるということ、今後ではできるだけ設計の標準化をはかつて、それによつて工事の促進をはかろう、これも一つの工事促進の手段として考へておるわけでありまして、それから工事命令の簡素化、これはやはり工事命令も、非常にこまかい工事命令を一々出しておりますので、これがために手もかかりまして、なかなかめんどろなことが多く、これもできるだけ簡素化した工事命令を出そう。いま一つ、敷地の購買につきましても、これが一番根本になるわけでありまして、まず敷地がきまらなければ電話局の建設というものはなかなか行ないにくいのであります。従つて、その建設あるいは内部の機械の装置ということもおくれる。そこで、今度はできるだけ早く手回しにこの敷地の購買について仕事を進める。

それからいまま一つは、御承知のごとく、道路の關係の交渉でございますが、これが建設省の關係もありまして、從來なかなか行き悩んだことが多かったのでありますが、これらにつきましては昨年来、特に建設省の当局にいろいろお願いをいたしまして、將來はできるだけ簡素に事が運ぶように、場合によつては法律なりあるいは政令等も直していただくということまでわれわれは要望しておるものでありますが、とりあえず現在のところ、建設省の当局と私の方の建設に關する当局との間に小委員会を作つて、できるだけ手数の省略をはかつていきたい、こういうこととでいふ話が進んでおります。そのほか、御承知の通り、現在の工事のやり方としては、直営の工事と、直営の工事の手の足らぬところは民間の建設会社、施設会社の請負工事を利用しておるのであります。建設工事につきましても、直営の工事につきましては、工員の確保またその養成能力の向上というところに力を注いでおります。また機動力を増加するために従来よりも車兩等を増設し、できるだけ早く仕事の運ぶようにやる、これでもなお今度の大幅の建設に手が足りない場合には民間の会社の力をかりて請負工事にある程度回す、かようなことで工事の促進をはからうと思つておるわけでありま

す。

○井手委員 公社の方でも建設工事の促進についてはいろいろお考えになつておるようですが、現在の能力では、工事内容にもよりますが、金額としてどの程度まで直営工事が実施できるのか。また現在請負は何割く

らいおやりになつておるのか。その点を承りたいと思ひます。

○大橋説明員 従来は大体において半々ぐらいにやつておるのでございまして。ただ今後、来年度以降実際にい

てやほり半々でいけるかどうか、これは少しやつてみないと、その正確には参らぬかもしれません。まあ大体そのようない見当でいきたいと思ひます。

○井手委員 建設工事の人の固定化するという点については問題はあろうかと思つておりますが、請負について

はとかくいろいろな風評を招きやすいのであります。長期間にわたつて建設工事が進められるということになりま

す。さらに思ひ切つた直営工事の陣容を整える必要がありはしないか。

ただいま總裁は、今までも半々であつたが、直営工事の陣容もある程度整つたから今後まほ半々であらうというお話をございしましたけれども、私はさ

うには受け取りにくいのであります。もつと直営工事の規模、陣容を整備されるお考えはございせんか。

○平山説明員 お答え申し上げます。直営工事の陣容をもつと整備する考えはないかというお尋ねでございますが、今、先生もおっしゃいましたように、私どもの電信電話の工事は全国各所で行なわれまして、ことに電話局を建設するといふような大規模な工事は、同一の個所におきましては、一ぺんやりますと、しばらくたちませんと

同じところではなかなか工事が起こらないといふうちに、全国的に見ますと考へられます。そこで、もし直営でこ

ういった工事能力を持つていたしますと、各所に散在させておく必要があり

ますので、総合的にいいますとそ

ういった大規模な工事の建設を実施する場合には、むしろ工事を要員を集中的に集めておいて、そしてこれを機動的に活用する方が望ましいと思ひます。で、やはりこ

ういふ面におきましては、請負工事にたよらざるを得ない、またこの方が能率的である、こう考へるわけ

でございます。そこで先ほど總裁から申し上げましたが、今までは大体半々で参りましたけれども、第二次五

年計画の規模が大きくなりましたので、今後はこの比重は、請負の比重がややふえていくのではないかと思ひま

すが、一方私どももいたしましては、この場合に一番氣をつけないければなら

ません。この比重は、請負の比重がややふえていくのではないかと思ひま

すが、一方私どももいたしましては、この場合に一番氣をつけないければなら

ません。この比重は、請負の比重がややふえていくのではないかと思ひま

すが、一方私どももいたしましては、この場合に一番氣をつけないければなら

ません。この比重は、請負の比重がややふえていくのではないかと思ひま

すが、一方私どももいたしましては、この場合に一番氣をつけないければなら

ません。この比重は、請負の比重がややふえていくのではないかと思ひま

すが、一方私どももいたしましては、この場合に一番氣をつけないければなら

ません。この比重は、請負の比重がややふえていくのではないかと思ひま

すが、一方私どももいたしましては、この場合に一番氣をつけないければなら

ません。この比重は、請負の比重がややふえていくのではないかと思ひま

すが、一方私どももいたしましては、この場合に一番氣をつけないければなら

ません。この比重は、請負の比重がややふえていくのではないかと思ひま

のまま通過いたしますとすれば、私どもとしては総額として千四百億程度の規模になると思ひますが、工事能力の方は大丈夫かといふことにつきましては、最近工事会社の方でもこういつた事態に備へますために要員の増強をす

でにはかつておりますので、工事を消化するだけの体制は十分に備へ得るものと思つております。なお設計その他

の問題につきましては、私どもが直接やらなければならぬ仕事につきましては、先ほど總裁から申し上げた通りで

ございます。

○井手委員 私はこの法案をめぐつての電電公社の運営について、大臣に少しお伺いしたいのでありますが、見え

ませんので、一応この程度で保留をいたしておきます。

○佐藤委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○佐藤委員長 速記を始めて。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

〔速記中止〕

通信委員会議録第四号中正誤

ベシ段 行 誤 正

五二 末五 おります。 おりませ

通信委員会議録第七号中正誤

ベシ段 行 誤 正

八四 六 建設大臣 郵政大臣

通信委員会議録第八号中正誤

ベシ段 行 誤 正

二〇二 五だいず だいふ

通信委員会議録第九号中正誤

ベシ段 行 誤 正

九四 末二 おきます。 おります。

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

二二 三 拡張 拡張

三三 六 徳徳業者 徳徳業者

昭和三十五年三月十七日印刷

昭和三十五年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局